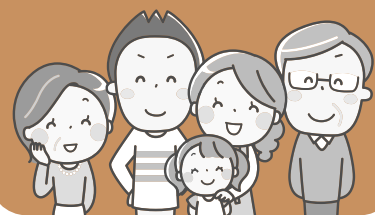


付加保険料の 納付のご案内

年金だより



国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

【定額保険料】令和4年度：月額16,590円

1. 納めることができる方

国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

2. 付加保険料の月額

400円

3. お申し込み先

市区役所及び町村役場の窓口



4. 付加年金額

付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりとなります。

200円 × 480月（40年）＝ 96,000円（年額）が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。

（毎月の定額保険料（令和4年度：16,590円）を
40年間納めた場合の老齢基礎年金額⇒777,800円※令和4年度時点の金額）

※なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

5. 納めていただく際、次の点に注意してください。

1. 付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。
2. 付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）と定められております。
3. 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
4. 付加保険料を納めている方が付加保険料の納付を止める場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
5. 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。
6. 月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。

詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課住民係(35-2124)へお問い合わせください。

梶加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 Tel：0166-72-5004, 5005（自動音声案内）